核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特揭診療料 第10部 手術 第1節 手術料 第7款 胸部 (乳腺) K476 乳腺悪性腫瘍手術

K476 乳腺悪性腫瘍手術	
1 単純乳房切除術(乳腺全摘術)	14,820 点
2 乳房部分切除術 (腋窩部郭清を伴わないもの)	28,210 点
3 乳房切除術 (腋窩部郭清を伴わないもの)	22,520 点
4 乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴うもの(内視鏡下によるものを含む。))	42,350 点
5 乳房切除術 (腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの	42,350 点
6 乳房切除術 (腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施するもの	42,350 点
7 拡大乳房切除術(胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの)	52,820 点
8 乳輪温存乳房切除術 (腋窩部郭清を伴わないもの)	27,810 点
9 乳輪温存乳房切除術 (腋窩部郭清を伴うもの)	48,340 点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和2年3月5日 厚生労働省告示第57号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日 保医発第0305第1号)

告示	通知
注1 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネル	(1) 乳腺悪性腫瘍手術において、両側の腋窩リンパ
リンパ節生検を行った場合又はインドシアニ	節郭清術を併せて行った場合は、「7」により算
ングリーンを用いたリンパ節生検を行った場	定する。
合には、乳がんセンチネルリンパ節加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、	(2) 「注 1」に規定する乳がんセンチネルリンパ節 加算 1 及び「注 2」に規定する乳がんセンチネ ルリンパ節加算 2 については、以下の要件に留 意し算定すること。
当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	ア 触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への
注2 放射性同位元素又は色素を用いたセンチネル リンパ節生検を行った場合には、乳がんセンチ ネルリンパ節加算 2 として、3,000 点を所定 点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色 素の費用は、算定しない。	転移が認められない乳がんに係る手術の場合のみ算定する。 イ センチネルリンパ節生検に伴う放射性同位元素の薬剤料は、区分番号「K940」薬剤により算定する。 ウ 放射性同位元素の検出に要する費用は、区分番号「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)の「1」部分(静態)(一連につき)により算定する。 エ 摘出したセンチネルリンパ節の病理診断に係る費用は、第 13 部病理診断の所定点数により算定する。